

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

2024年01月～12月

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	78
イ	黄斑下手術等	40
ウ	鼓室形成手術等	18
エ	肺悪性腫瘍手術等	124
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	257

・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	68
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4
エ	尿道形成手術等	33
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	82
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	22

・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	16
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	5
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	4
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数 732

・その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		108
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		124
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		95
経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの		91
不安定狭心症に対するもの		146
その他のもの		681
経皮的冠動脈粥腫切除術		7
経皮的冠動脈ステント留置術		
急性心筋梗塞に対するもの		89
不安定狭心症に対するもの		132
その他のもの		552